

令和2年6月5日

介護保険事業所 各位

利根町役場 福祉課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの変更について

日頃から、当町の介護保険事業に対して御理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当町では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、面会が困難などの理由により認定調査ができない更新認定期限を迎える被保険者について、認定の有効期間を12か月延長してまいりましたが、5月14日に緊急事態宣言が解除されたことに伴い、以下の取扱いに変更させていただきます。

延長の対象となる方

認定の有効期間が令和2年7月31日までの方

上記対象者で、要介護・要支援認定の更新を希望される場合、①か②を選択してください

①面会が困難などの理由により認定調査ができない場合

現在の認定の有効期間に12か月延長した介護保険被保険者証を交付いたします。

- 「別紙1」を記入の上、利根町役場 福祉課まで提出をお願いいたします。(ケアマネジャー等の代理提出可)
- 現在と同じ介護度で、有効期間を12か月延長した介護保険被保険者証を発行し、「別紙1」に記載された送付先に郵送いたします。
- 別紙1はホームページよりダウンロードも可能です。

②認定調査が可能な場合

今までどおり「更新申請書」のみの提出をお願いいたします。

認定の有効期間が延長対象外の方

通常どおり更新の手続きをお願いいたします。ただし、被保険者本人や、ご家族等の調査に対する拒否がある場合または、施設や医療機関に入所等されていて面会が困難な場合は役場までご相談ください。

※今後の状況によっては対応が変更になる可能性がありますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

利根町役場 福祉課 高齢介護係 介護認定担当

〒300-1696 利根町布川 841-1

TEL:0297-68-2211 FAX:0297-68-6910